商品概要説明書

当座貯金

(平成 25 年 10 月 1 日現在)

 ご利用いただける方	商品名	・当座貯金
押 間		
頂入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (2) 預入全額 (3) 預入単位 払戻方法 利息 ・ 1円以上 ・ 小切手・手形により随時払い戻しできます。 利息 ・ 無利息となります。 ・ 小切手・手形無紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。 付加できる特約事項 ・ 別途審査により貸越を利用できます。		
(1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 払戻方法 ・1 円単位 払戻方法 ・1 円単位 払戻方法 ・1 円単位 ・1 小切手・手形により随時払い戻しできます。 ・無利息となります。 ・ 小切手・手形用紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。 ・別途審査により貸越を利用できます。 ・別途審査により貸越を利用できます。 ・貯金保険制度 (公的制度) 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 ・		一・朔间の足めはめりません。
(2) 預入金額 (3) 預入単位 ・1円単位 払戻方法 ・1 円単位 ・1円単位 ・1円以上 ・1円以上 ・1円単位 ・1円以上 ・1円単位 ・1円以上 ・1円単位 ・1円以上 ・1円単位 ・1円以上 ・1円単位 ・1円以上 ・1円単位 ・1円以上 ・1円以上 ・1円以上 ・1円単位 ・1円以上 ・1円単位 ・1円以上 ・1円単位 ・1円単位 ・1円以上 ・1円単位 ・1円以上 ・1円単位 ・1円以上 ・1円以上 ・1円以上 ・1円以上 ・1円以上 ・1円単位 ・1円以上 ・1円単位 ・1円を書す。 ・1円を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1円に対しております。 ・1円を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1円を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1円を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1円を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1円を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1円を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1日を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1日を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1日を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1日を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1日を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1日を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1日を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1日を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1日を開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・1日を記述は、1日は、1日は、1日は、1日は、1日は、1日は、1日は、1日は、1日は、1日		・時時預け入れできます
(3) 預入単位 払戻方法 ・・小切手・手形により随時払い戻しできます。 利 息 ・無利息となります。 ・無利息となります。 ・別途審査により貸越を利用できます。 ・別途審査により貸越を利用できます。 ・貯金保険制度 (公的制度) 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 ・ 貯金保険制度により全額保護されます。		1 "- ' " ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '
水原方法		
利 息		
手数 料 ・小切手・手形用紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。 付加できる特約事項 貯金保険制度 (公的制度) ・貯金保険制度により全額保護されます。 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店または金融共済部資金課(電話:0187-86-0862)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 J A バンク相談所(電話:018-864-2030) でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部資金課または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(J A バンク相談所にお申し出ください。) 上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。) その他参考となる事項 ・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当 J A		
 付加できる特約事項 ・貯金保険制度 (公的制度) 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部資金課(電話:0187-86-0862)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所(電話:018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部資金課または秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。) その他参考となる事項 ・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当JA 		,.=, *
貯金保険制度 ・貯金保険制度により全額保護されます。 (公的制度) 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部資金課(電話:0187-86-0862)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所(電話:018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。 粉争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部資金課または秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。 場中期でおります。上記外田県JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。) その他参考となる事項 ・・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当JA		
古情処理措置および お情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部資金課(電話:0187-86-0862)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所(電話:018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。		
紛争解決措置の内容 しては、当JA本支店または金融共済部資金課(電話: 0187-86-0862)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など 苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JA バンク相談所(電話:018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。		・貯金保険制度により全額保護されます。
0187-86-0862) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など 苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JA バンク相談所(電話:018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。	苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JA バンク相談所(電話:018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。	紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店または金融共済部資金課(電話:
苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JA バンク相談所(電話:018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部資金課または秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。)		0187-86-0862) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など
また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所(電話:018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。		苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、
バンク相談所(電話:018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。		苦情等の解決を図ります。
バンク相談所(電話:018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。		
けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部資金課または秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。)		1
粉争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部資金課または秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。) その他参考となる事項 ・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当JA		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
関を利用できます。上記当 J A 金融共済部資金課または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。) その他参考となる ・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当 J A		
J Aバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。 上記秋田県 J Aバンク相談所にお申し出ください。) その他参考となる 事項 ・□座開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当 J A		
仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。) その他参考となる 事項 ・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当JA		
上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。) その他参考となる 事項 ・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当JA		
その他参考となる 事項 ・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当JA		
事項 ・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当 J A		上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。)
事項 ・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当 J A		
	事項	
に対する解約の通知は書面によるものとします。		
・この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手ま		
たは引受けられた為替手形であっても、当JAはその支払義務を負いません。		
・前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却すると		
ともに、当座勘定の決済を完了してください。		·
	学 1 ノ 14 宛 ロ 1 z 4 x 間 1 x	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA秋田おばこ